

年金保険料の徴収体制強化等について (現状と検討事項① 参考資料)

《目 次》

○ 督促の促進関係	-----	1
○ 強制徴収体制の強化関係	-----	6
○ 徴収コストの滞納者負担（延滞金等）のあり方関係	-----	10
○ 免除等における申請主義の見直し関係	-----	13
○ 年金保険料の納付機会の拡大関係	-----	16
○ 日本年金機構における管理体制の見直し関係	-----	21
○ 市場化テストの改善関係	-----	24
○ 口座振替・クレジット納付の利用促進等関係	-----	35
○ 学生納付特例制度と若年者納付猶予制度との間での円滑な移行関係	-----	39

年金保険料・国税の督促に関する法令の規定

○ 国民年金（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号））

（督促及び滞納処分）

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

- 2 前項の規定によって督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。
（以下省略）

○ 厚生年金保険（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号））

（保険料等の督促及び滞納処分）

第八十六条 保険料その他この法律…の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。（略）

- 2 前項の規定によって督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。
（以下省略）

○ 国税（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号））

（督促）

第三十七条 納税者がその国税を…納期限…までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

一、二 省略

- 2 前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から五十日以内に発するものとする。
- 3 省略

国民年金保険料（第1号被保険者）の納付状況 【平成21年度分保険料の場合】

【平成23年度末現在】

被保険者加入総月数 23,783万月（納付書等送付）

口座振替
窓口納付
等

納付督促（21年度中の実施件数。過年度分を含む。）

○文書：1,309万件
○電話：1,969万件
○戸別訪問：422万件

納期限内（翌月末まで）納付

9,394万月

(39.5%)

全額免除
学生納付特例
若年者納付猶予

6,355万月

(26.7%)

納付督促による免除獲得月数のほか、法定免除や継続免除等も含まれている。

未納

6,055万月

(25.5%)

納期限後
収納

1,979万月

(8.3%)

強制徴収手
続きが行わ
れたもの

(※) 1,979万月の内訳

21年度収納分 (988万月)

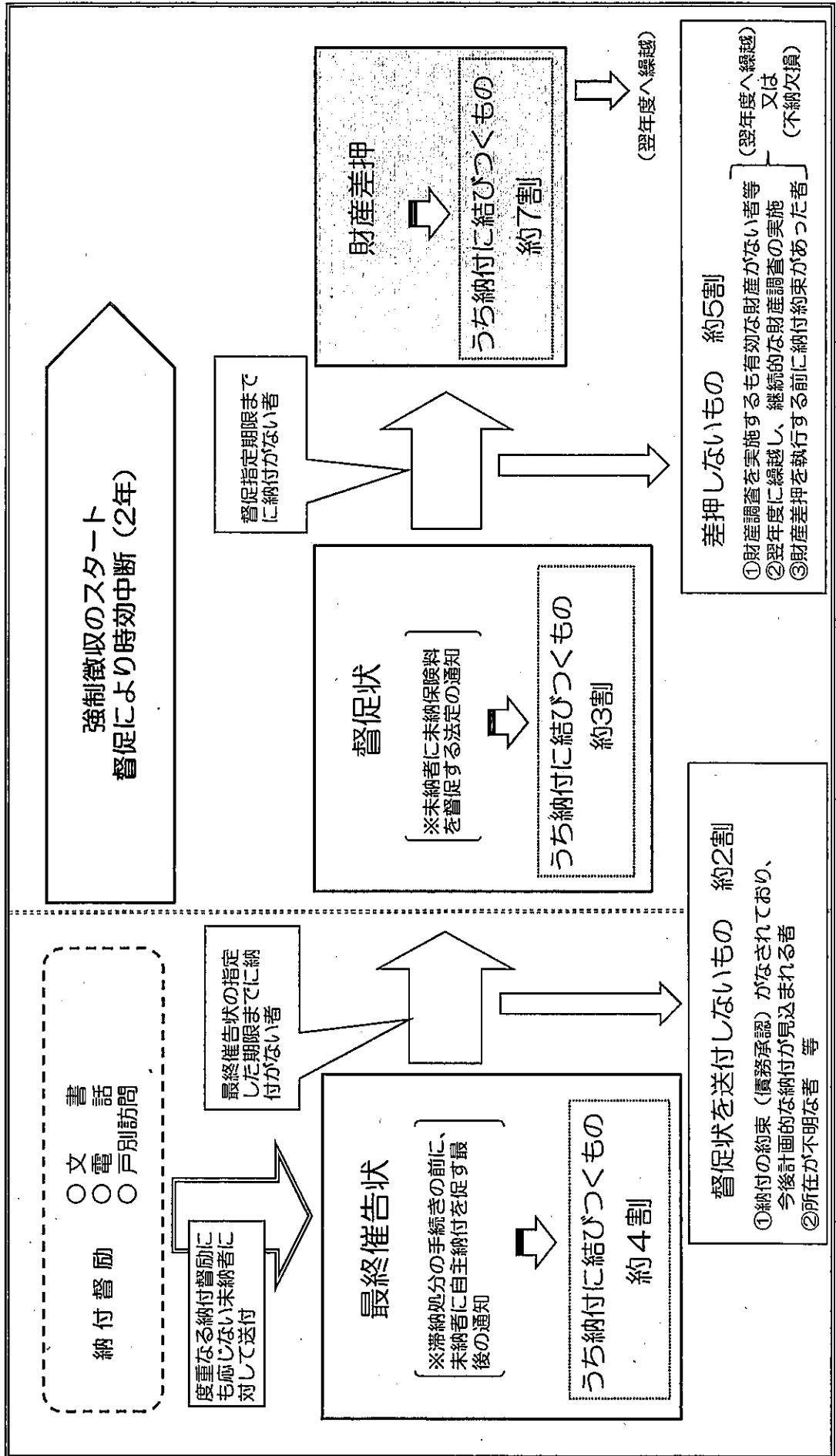
22年度収納分 (556万月)

23年度収納分 (435万月)



次ページ参照

最終催告状送付等により見込まれる効果



※ 平成21年度分の未納を有する者に対する取組。

【特別催告状の様式】

別紙3

平成 24 年 6 月 1 日

〒120-0000

東京都杉並区高井戸1-1-11-1111

高井戸 環八 様

●●年金事務所長

特別催告状

これまで国民年金保険料のお支払いや保険料の免除申請のご案内をしてまいりましたが、下記「納付状況」とおり、国民年金保険料をお支払いいただいておりません。
つきましては、「未納」となっている国民年金保険料を、以前送付いたしました国民年金保険料納付書により、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。

- なお、所有が少くない、失業等の理由により国民年金保険料の納付が困難な場合は、ご本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料の免除または猶予を希望される場合は、平成 24 年 6 月 25 日までに同封の申請書に必要事項をご記入の上、運用開始までご連絡ください。また、ご不明な点や納付書の再発行依頼がありましたら下記までお問い合わせください。

※ お問い合わせの際の、あなたの基礎年金番号は (1234-567890) です。

上記期日までに保険料の納付または免除等の申請がない場合は、納付意思が無いものとみなして、遺贈ながら法に定める滞納処分を開始いたします。滞納処分が開始されると、国民年金保険料に延滞金が課せられるほか、あなただけでなく運轉納付義務者である、あなたの配偶者や世帯主の総持や財産を差押える場合がありますのであらかじめご承知ください。

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	未納金額
滞納状況	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!
滞納月数	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!
滞納金額	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!
備 考													

このお知らせは 平成24年5月17日 現在のデータで作成されています。(過去2年間の納付状況は表示していません)

滞納月数	滞納金額	備 考
合 計		

【お問い合わせ先】

東京都杉並区 高井戸 一〇一〇
●●年金事務所 国民年金課

電話 03-0000-0000

受付時間 月～金 午前8時～午後5時

※ 既に保険料をお支払いいただいた場合や免除等申請書を提出済の場合は行き違いですのでご容赦ください。

【最終催告状の様式】

催 保 険 者 氏 名
基 礎 年 金 番 号

日本年金機構〇〇年金事務所長

国民年金未納保険料納付勧奨通知書 (最終催告状)

あなたが滞納している国民年金保険料は下記のとおりであり、早急に納付されるよう再三にわたって催告してきましたが、いまだに納付いただいておりません。
このため、下記の指定期限までに納付されない場合は、法の定める滞納処分を開始することとしたので、同封の納付書により、必ず期限までに納付してください。

滞納処分が開始されると、あなたの滞納している国民年金保険料に年14.6%の割合(平成21年11月分以降の保険料に係るもの)と、納期限の翌日から三月を超過する日までの期間については、年7.3%(国民年金法附則で定める特別基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その割合)で延滞金が課されるほか、あなたの財産が差し押さえられる場合があります。

また、あなたに国民年金保険料の運轉納付義務者(あなたの世帯主または配偶者)がいるときは、その方の財産も滞納処分の対象となる場合がありますので、ご注意ください。
なお、既に納付済である場合は、行き違いですのでご承知いただけますとともに、その旨を下記問い合わせ先までご連絡ください。

【指定期限】

滞納状況	年 度	期 間	滞納月数	滞納金額	備 考
合 計					


上記「期間」のうち、未通知書作成日現在の「滞納月数」及び「滞納金額」を表示しています。

【問い合わせ先】

日本年金機構〇〇年金事務所
担 当 課
所 在 地
電 話 番 号

督促状レイアウト

【表 面】

様 (基礎年金番号:)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">第</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">号</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">督</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">促</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">状</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">厚生労働省所管</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年金特別会計</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">国民年金保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">指定期限</td> <td colspan="4" style="vertical-align: top;">限り</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">納付場所</td> <td colspan="4" style="vertical-align: top;">日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店、 納付受託機関、日本年金機構清年金事務所</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり納付して下さい。 指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律 に定める金額の延滞金を徴収します。</p> <div style="text-align: right;"> <p>歳入徴収官</p> <p>厚生労働省年金局事業管理課</p>  </div>	第	号	督	促	状				厚生労働省所管	年金特別会計					国民年金保険料				指定期限	限り					納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店、 納付受託機関、日本年金機構清年金事務所				
第	号	督	促	状																											
		厚生労働省所管	年金特別会計																												
		国民年金保険料																													
指定期限	限り																														
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店、 納付受託機関、日本年金機構清年金事務所																														

【裏 面】

【注 意】

指定期限を経過して納付されたときは、納期限の翌日から完納の日の前日までの日数により保険料額に年14.6%（平成21年11月以降の保険料に係るもの）は、納期限の翌日から三ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3%（国民年金法附則で定める特例利率割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その割合）で計算した延滞金が発生します。

なお、指定期限を過ぎて完納しないときは、財産差押の処分をします。

(本状が到着したときすでに納付済である場合は行き違いですので、その旨を年金事務所までご連絡下さい。)

※ 納付場所については、詳しくは納付書の裏面をご覧下さい。

この督促に不服があるときは、この督促があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で、社会保険審査官（地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この督促の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を待たなくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

【問い合わせ先】

年金事務所所在地	〒
(年金事務所名)	()
(電話番号)	()

平成25年度における強制徴収の取組強化

- 年金事務所は、強制徴収の責任者及び担当者を明確にし、強制徴収に組織的に取り組むとともに、強制徴収対象者のすべてが新規着手から2年以内に完納に結びつくよう取組を強化する。
- 強制徴収については、被保険者又は連帯納付義務者のいずれかに一定の所得があり、保険料を長期間滞納している者すべてを対象者とした上で、次に掲げる者を優先的に行っている。
 - ・平成24年の控除後所得が400万円以上かつ未納月数13月以上の者
 - ・平成24年の控除後所得が400万円以上かつ未納月数7月以上12月以下の者に、特別催告状を送付しても保険料納付や免除申請に結び付かず、未納月数が13月以上になった者
 - ・平成24年の控除後所得が200万円以上400万円未満かつ未納月数13月以上の者に、特別催告状を送付しても保険料納付や免除申請に結び付かない者

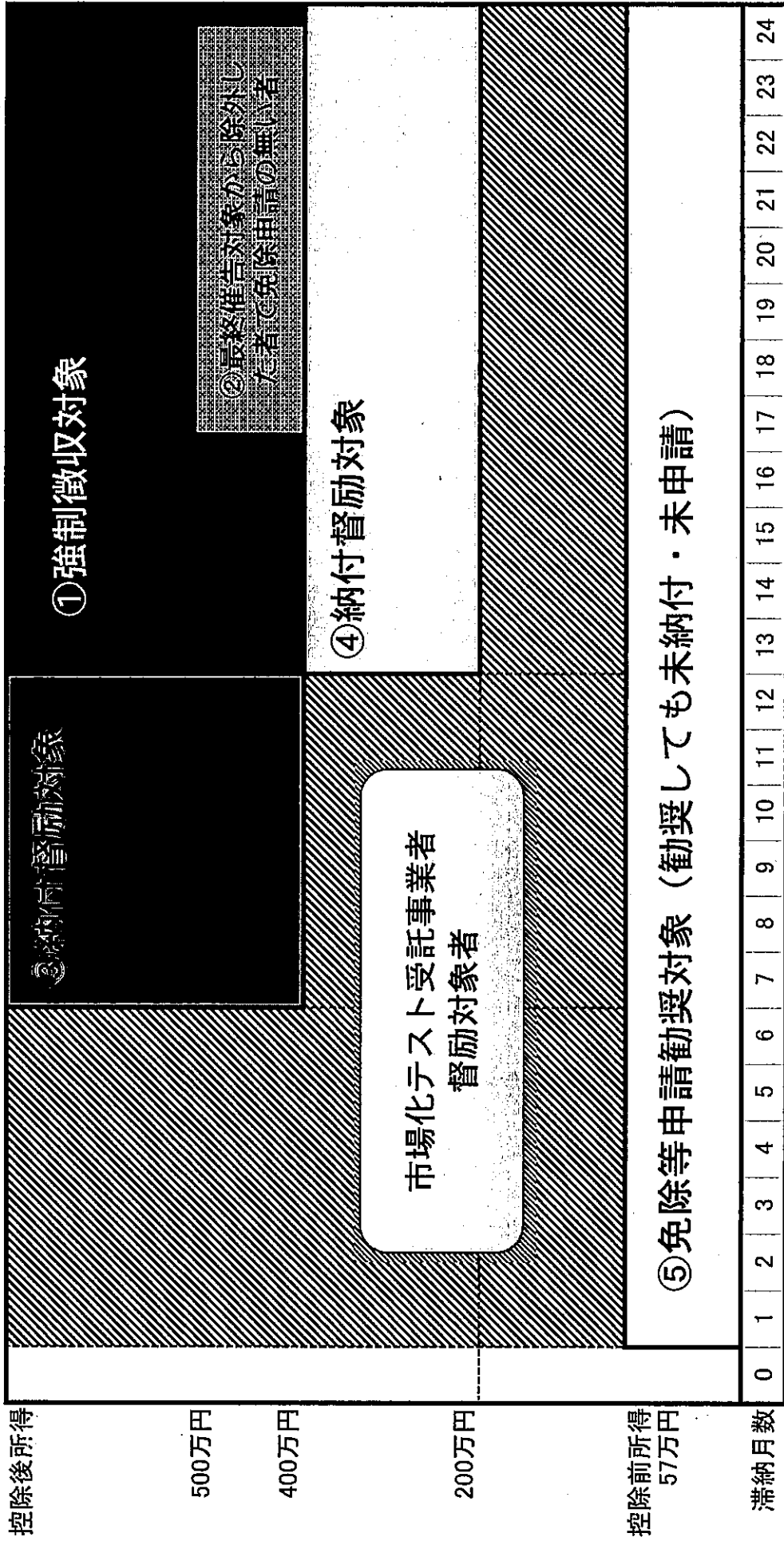
(参考)強制徴収の実施状況

	最終催告状	督促状	財産差押
25年4月～7月分	15,683件	5,723件	2,477件
24年4月～7月分	679件	1,883件	2,086件

※最終催告状...前年所得等を基に選定した強制徴収の対象者に対し、納付書とともに送付する催告文書。記載した指定期限までに納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分(財産差押え)を開始することを明記している。

※督促状.....最終催告状送付後、指定期限までに納付されない者に対し納付を督促する文書(国税通則法)。督促状の指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか、滞納者だけでなく連帯納付義務者(滞納者の世帯主や配偶者)の財産差押えが実施される。(国税徴収法)

未納者属性別収納対策



②最終催告対象から除外した者(免除申請の無い者)

- 最終催告対象から除外する者(②)は、最終催告状を送付する時点において、全額免除、多段階免除、学生納付督促、若年者納付猶予の申請を行った場合に承認されると見込まれる者。
- ②～⑤は特別催告状送付対象者。特別催告状を送付し、その結果納付に至らない者は、⑤を除いて最終催告状の送付対象者とする。

国民年金の強制徴収等の実施状況

○ 強制徴収（平成15年度から実施）

一定の所得があり保険料を長期間滞納している者は、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ強制徴収に移行。

	最終催告件数	督促件数	差押件数
平成15年度末	9,653件	418件	50件
平成16年度末	31,497件	3,724件	125件
平成17年度末	172,440件	37,126件	3,048件
平成18年度末	310,551件	121,113件	11,910件
平成19年度末	40,727件	28,485件	11,387件
平成20年度末	16,350件	8,160件	5,534件
平成21年度末	17,131件	10,061件	3,092件
平成22年度末	24,232件	10,583件	3,379件
平成23年度末	30,045件	17,615件	5,012件
平成24年度末	68,974件	34,046件	6,208件

※最終催告状…前年所得等を基に選定した強制徴収の対象者に対し、納付書とともに送付する催告文書。

記載した指定期限までに納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分（財産差押）を開始することを明記。

※督促状…最終催告状送付後、指定期限までに納付されない者に対し納付を督促する文書（国税通則法）。督促状の指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか、滞納者だけでなく連帯納付義務者（滞納者の世帯主や配偶者）の財産差押えを実施（国税徴収法）。

(参考)500万人に督促すると仮定した場合の粗い試算

所要見込額	内訳等	算出根拠等
		<p>①督促対象者数:500万人に設定</p> <p>②職員一人あたりの督励事蹟管理票の平均(320件)を基に、正規職員1人当たり320人を強制徴収管理数と設定(※1)</p> <p>③現行職員700人を除く。</p> <p>④平成23年度における正規職員の年間給与額推計(平均)を基に設定。(※2)</p> <p>(注)強制徴収の業務は熟練を要することから、ただちに十分な人数の職員を確保できない恐れがあることに留意する必要がある。</p>
<p>人件費</p> <p>880億円</p>	<p>$500\text{万人} \div 320(\text{※}1) = 15,625\text{人}$</p> <p>$15,625\text{人} - 700\text{人} = 14,925\text{人}$</p> <p>$14,925\text{人} \times 590\text{万円}(\text{※}2) = 880\text{億円}$</p>	<p>①業務実施のためにシステム開発が必要になるが、その経費を考慮していない。</p> <p>②増員となった場合の庁舎スペース拡張経費や椅子・机等の物件費は算出が困難なため計上していない。</p> <p>(※3) 督促状を毎月送付することが前提となるが、どれだけの未納が解消していくのか算出困難なため、500万人に年1回送付することとして計上。</p>
<p>物件費</p> <p>75億円</p>	<p>・滞納処分等に要する旅費:26.9億円</p> <p>・印刷製本費:2.8億円</p> <p>・通信運搬費:44.8億円(※3)</p>	

各社会保険料及び税の徴収の現状

納付率 ^{※1}	納付回数	督促・滞納処分の状況	延滞金等
64.5%	月1回 ^{※6}	納期限内に納付がなかった場合には、納付督促や最終催告状の送付を経て督促を実施。	
98.0%	月1回	実態としては、納期限の翌月15日を目処に督促	督促をした場合には、保険料額×年14.6%（納期限の翌日から3月を経過する日までは年4.3%）の延滞金が発生。
96.5%	月1回	督促時期は組合ごとに異なる。	
99.9%	月1回	市町村ごとに異なる。	市町村ごとに条例で規定（A市の場合） 納期限までに完納されない場合には、保険料額（2,000円以上）×年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までは年7.3%）の延滞金が発生。
89.4%	市町村ごとに条例で規定（A市の場合） 国保：月1回 後期：年8回（8～3月）	督促時期は市町村ごとに異なる。	市町村ごとに条例で規定（A市の場合） 納期限までに完納されない場合には、保険料額（2,000円以上）×年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までは年7.3%）の延滞金が発生。
99.2%	被保険者個人 ^{※3}	納期限までに完納しない場合には、必ず督促を実施	
100.0%	月1回	実態としては、納期限の翌日頃に督促	督促をした場合には、納付金×年14.5%の延滞金が発生。
98.5%	市町村ごとに条例で規定（A市の場合） 年10回（6～3月）	督促時期は市町村ごとに異なる。	市町村ごとに条例で規定（A市の場合） 納期限までに完納されない場合は、保険料額（2,000円以上）×年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までは年7.3%）の延滞金が発生。
97.8%	年1回（年3回まで延納可能）	納期限後1.5～3か月で督促	督促をした場合には、保険料額×年14.6%（納期限の翌日から2月を経過する日までは年4.3%）の延滞金が発生。
97.6%	年1回 ^{※7}	納期限後50日以内に督促（法律で規定）	法定納期限までに完納されない場合には、未納税額×年14.6%（納期限の翌日から2月を経過する日までは年4.3%） ^{※8} の延滞税が発生。 ※源泉所得税については、延滞税のほか、納付額の10%又は5%の不納付加算税が発生。
99.7%	月1回 ^{※7}	納期限後20日以内に督促（法律で規定）	納期限までに完納されない場合には、未納税額×年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までは年4.3%） ^{※9} の延滞金が発生。
97.8%	年4回 月1回 ^{※7}	納期限後20日以内に督促（法律で規定）	納期限までに完納されない場合には、未納税額×年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までは年4.3%） ^{※9} の延滞金が発生。

※1 納付率については、原則、平成23年度の徴収額を使用（国民年金の納付率は平成22年度分の最終納付率、介護保険の徴収率は平成22年度）
 ※2 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険（65歳以上）については、特別徴収（年金からの引き落とし）により納付される場合があり、この場合には年6回（偶数月）特別徴収義務者（年金保険者）が納付することとなる。
 ※3 後期高齢者医療及び介護保険（65歳以下）については、医療保険者が事業主等より医療保険料と一体的に徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付している。
 ※4 介護保険（40～64歳）については、労働保険事務組合を通じた納付が可能。
 ※5 中小企業等協会の事業主等については、1年度分又は6か月分の前納が可能（前納の場合は年4%割引）の納期の特別の場合の納付回数は年2回。
 ※6 国民年金保険料については、1年度分又は6か月分の前納が可能（前納の場合は年4%割引）の納期の特別の場合の納付回数は年2回。
 ※7 申告所得税の納付率については、源泉所得税、個人住民税（特別徴収）、黄出約定平均金額が1.0%の場合、年14.6%⇒9.3%、納期限の翌日から2月（地方税は1月）を経過する日までは年4.3%⇒3.0%。
 ※8 平成25年度税制改正により、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税率が引き下げられた（黄出約定平均金額が1.0%の場合、年14.6%⇒9.3%、納期限の翌日から2月（地方税は1月）を経過する日までは年4.3%⇒3.0%）。
 ※9 所得税だけでなく、国税庁が徴収している全租税及び印紙収入100円当たりの徴収率（人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用）の金額であり、徴収業務以外の業務のための費用を含む。
 ※10 個人住民税だけでなく、地方団体が徴収している全租税100円当たりの徴収率（人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用）の金額であり、徴収業務以外の業務のための費用を含む。

督促を受けた場合の延滞金額の目安【試算】

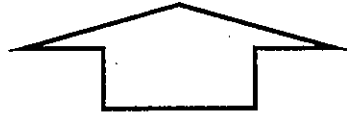
経過月数	保険料額	納期限からの経過日数	延滞金の割合	1年の日数	3月分	計	延滞金額
1か月	15,000円	× 30日	× 4.3%	÷ 365日	=	53円	50円
2か月	15,000円	× 60日	× 4.3%	÷ 365日	=	106円	100円
3か月	15,000円	× 90日	× 4.3%	÷ 365日	=	159円	150円
4か月	15,000円	× 30日 (120日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	339円	300円
5か月	15,000円	× 60日 (150日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	519円	500円
6か月	15,000円	× 90日 (180日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	699円	690円
7か月	15,000円	× 120日 (210日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	879円	870円
8か月	15,000円	× 150日 (240日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	1,059円	1,050円
9か月	15,000円	× 180日 (270日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	1,239円	1,200円
10か月	15,000円	× 210日 (300日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	1,419円	1,400円
11か月	15,000円	× 240日 (330日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	1,599円	1,550円
12か月	15,000円	× 270日 (360日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	1,779円	1,770円
13か月	15,000円	× 300日 (390日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	1,959円	1,950円
14か月	15,000円	× 330日 (420日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	2,139円	2,100円
15か月	15,000円	× 360日 (450日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	2,319円	2,300円
16か月	15,000円	× 390日 (480日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	2,499円	2,450円
17か月	15,000円	× 420日 (510日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	2,679円	2,650円
18か月	15,000円	× 450日 (540日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	2,859円	2,850円
19か月	15,000円	× 480日 (570日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	3,039円	3,000円
20か月	15,000円	× 510日 (600日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	3,219円	3,200円
21か月	15,000円	× 540日 (630日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	3,399円	3,350円
22か月	15,000円	× 570日 (660日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	3,579円	3,550円
23か月	15,000円	× 600日 (690日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	3,759円	3,750円
24か月	15,000円	× 630日 (720日-90日)	× 14.6%	÷ 365日	+ 159円	3,939円	3,900円
合計	360,000円					44,680円	

※保険料額は一律15000円と仮定。経過日数は納期限の翌日から完納の日までの日数(月30日と仮定)。
 延滞金の割合は納期限の翌日から3月を経過するまでの期間は年4.3%。延滞金額の50円未満の端数は切り捨て。

延滞税等の見直しについて

○ 現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税等について引下げを行う。
 (注) 平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税等について適用。

延滞税	内 容	本 則	改正前の特例 (公定歩合+4%) [参考] 平成 25 年分
延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—
2ヶ月以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	4.3%
納税の猶予等	事業廃止等による納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 〔災害・病気等の場合には、全額免除〕	2分の1免除 (7.3%)	4.3%
利子税 (主なもの)	所得税法・相続税法の規定による延納等、一定の手続を踏んだ納税者に課されるもの	7.3%	4.3%
還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%



改正後の特例 (14.6%については、特例の創設)	【参考】 貸出約定平均 金利の年平均 が1%の場合
【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	9.3%
【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1% + 1% (早期納付を促す)	3.0%
【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1%	2.0%
【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1% (注) 相続税・贈与税の7.3%以外の利子税については、次の計算式で算定 $\frac{\text{特例基準割合}}{\text{利子税の割合(本則)} \times 7.3\%}$	2.0%
【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1%	2.0%

※上記「特例基準割合」中の貸出約定平均金利は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均

国民年金保険料の免除等の所得額の基準について

制 度	所 得 額 の 基 準
免除制度 (申請全額免除)	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円 (※1)
免除制度 (申請一部免除)	(4分の3免除の場合) 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 (2分の1免除の場合) 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 (※2) (4分の1免除の場合) 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
若年者納付猶予 制度	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
学生納付特例 制度	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 (※2)

これらのほか、失業者、震災・風水害等の被災者は、所得に関係なく免除に該当する場合がある。

(※1) 全額免除の考え方：市町村民税の均等割が非課税となる合計所得金額の額を参考

(※2) モデル世帯の例：4人世帯 → 118万円 + (一般扶養控除38万円 × 扶養親族3人) + 社会保険料控除50万円 = 282万円
控除額には、社会保険料控除のほか、雑損控除、医療費控除、障害者控除、勤労学生者控除等があり、それらの有無により所得基準額は変動。

平成24年所得情報の提供状況について（平成24年11月末現在）

※東京23区は1市町村として算入

所得情報提供が可能な市町村 …… 1,736市町村（全市町村1,742市町村中）

	提供市町村数	全市町村数	提供割合
平成23年11月末	1,735市町村	1,742市町村	99.6%
平成24年5月末	1,735市町村	1,742市町村	99.6%
平成24年11月末	1,736市町村	1,742市町村	99.7%

所得情報提供の用途がたっていない市町村 …… 6市町村

- 平成23年11月末 …… 7市町村
- 平成24年5月末 …… 7市町村
- 平成24年11月末 …… 6市町村

提供状況（内訳）

	平成23年11月末	平成24年5月末	平成24年11月末
	市町村数	割合(%)	市町村数
提供市町村	1,735	99.6%	1,736
磁気媒体	1,606	(92.6%)	1,625
紙媒体（閲覧含）	129	(7.4%)	111
未提供市町村	7	0.4%	6
拒否	4	-	5
条件付拒否	0	-	0
協議中	3	-	1
市町村計	1,742	-	1,742

(注) ()内は、提供市町村に対する割合

(参考) 扶養親族等情報の提供状況

	提供市町村数	全市町村数	提供割合
平成24年11月末	1,635市町村	1,742市町村	93.9%

社会保険における徴収権の時効の状況

制 度	根 拠 法
国民年金	<p>国民年金法 第102条第4項 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。</p>
厚生年金	<p>厚生年金保険法 第92条第1項 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、(略)は時効によつて、消滅する。</p>
健康保険	<p>健康保険法 第193条第1項 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。</p>
国民健康保険	<p>国民健康保険法 第110条第1項 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。</p>
後期高齢者医療	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 第160条第1項 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。</p>
介護保険	<p>介護保険法 第200条第1項 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。</p>
労働保険	<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第41条第1項 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。</p>

国民年金保険料の後納制度について

○ 無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことを可能とする（平成24年10月から3年間の時限措置として実施）。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

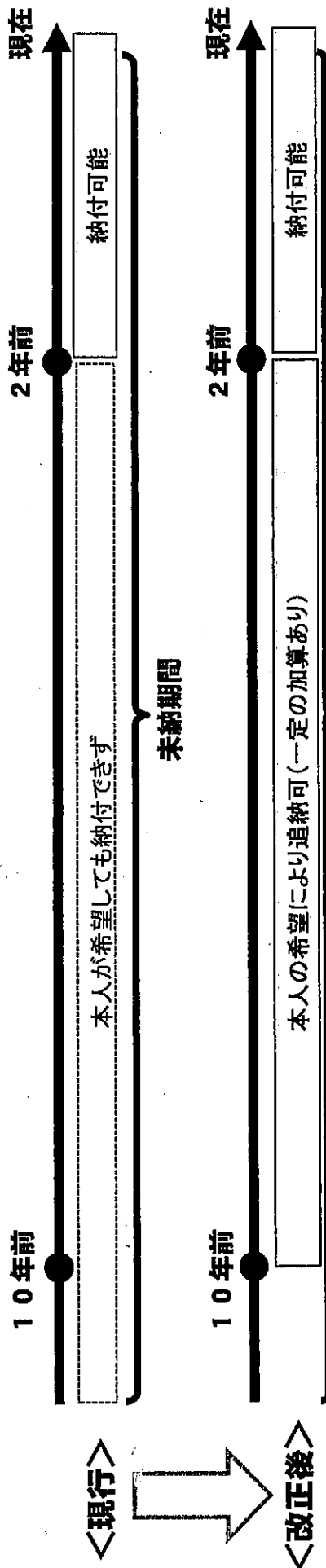
（強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象）

対象者：過去の未納期間を有する者（受給権者を除く）

納付期限：保険料納付期限から10年間

保険料額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額

（現行の保険料免除期間に対する追納保険料額と同様に設定。）



本制度の対象者

- ① 65歳未満の方のうち、
 - ・ 本制度により年金額を増やせる方
 - ・ 年金受給を早められる方(任意加入の方)
 - ・ 将来無年金にならずに年金を受給できる方
 - ・ 任意加入と合わせれば年金を受給できる方
- ② 65歳以上の無年金者のうち、
 - ・ 最大約1,600万人
 - ・ 最大約70万人
 - ・ 最大約40万人
 - ・ 最大約2千人
 - ・ 最大約6千人

後納制度の実績

(平成25年7月末現在)

納付対象年度	後納月数(月)	後納保険料額(百万円)
平成14年度	1,177,208	17,587
平成15年度	1,969,788	29,057
平成16年度	1,177,097	17,111
平成17年度	755,676	11,025
平成18年度	615,983	9,021
平成19年度	484,031	7,101
平成20年度	399,655	5,910
平成21年度	324,130	4,819
平成22年度	192,572	2,917
平成23年度	4,179	63
累 計	7,100,319	104,612

(参 考)

平均納付月数(月)	平均納付金額(円)
9.7	143,475

過去における特例納付の状況について

○ 昭和36年の国民年金制度創設以降、過去の未納期間であって、時効により保険料が納付できなくなった期間について、本人の申出により特例的に納付を認める「特例納付制度」が3回実施されている。

申出期間	対象となる未納期間
昭和45年 7月 1日～昭和47年 6月30日	昭和45年7月1日前の未納期間であって、時効により保険料が納付できなくなった期間
昭和49年 1月 1日～昭和50年12月31日	昭和48年4月1日前の未納期間であって、時効により保険料が納付できなくなった期間
昭和53年 7月 1日～昭和55年 6月30日	昭和53年4月1日前の未納期間であって、時効により保険料が納付できなくなった期間

受給資格期間の短縮について

<改正内容>

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金
 寡婦年金
 上記に準じる旧法老齢年金

○ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

日本年金機構の中期計画及び平成24年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の中期計画では、
 - ・ 最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを旨とする
 - ・ 現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- 平成24年度の年度計画では、
 - ・ 平成22年度分の最終納付率は、平成22年度の現年度納付率から5.5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・ 平成23年度分の平成24年度末における納付率は、平成23年度の現年度納付率から4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること
- 現年度納付率については、これまでの低下傾向から回復基調に転換させ、平成21年度の納付実績を上回る水準を確保することにより60%台に回復するとともに、更なる改善を目指すことをそれぞれ目標とした。



- 平成22年度の最終納付率は64.5%（平成22年度末と比較して+5.2ポイントの伸び）となり、中期計画における目標は達成したが、年度計画の目標は達成できなかった。また、平成23年度の24年度末における納付率は62.6%（平成23年度末と比較して+3.9ポイントの伸び）となり、年度計画の目標をほぼ達成したといえる水準を確保した。
- 平成24年度の現年度納付率は59.0%（対前年度比+0.3ポイント）と低下傾向に歯止めがなかったが、年度計画の目標には届かなかった。

		平成24年									平成25年		
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分)	7月末 現在 (4月分)	8月末 現在 (4月分)	9月末 現在 (4月分)	10月末 現在 (4月分)	11月末 現在 (4月分)	12月末 現在 (4月分)	1月末 現在 (4月分)	2月末 現在 (4月分)	3月末 現在 (4月分)	4月末 現在 (4月分)	59.0% (+0.3%)	
50.6% (△0.7%)	52.8% (△1.1%)	54.6% (△0.6%)	54.2% (△0.8%)	54.4% (△0.9%)	55.3% (△0.8%)	55.8% (△0.7%)	56.7% (△0.2%)	57.1% (△0.1%)	57.7% (+0.1%)	58.2% (+0.2%)	59.0% (+0.3%)		

(注) () 内の数値は、対前年同月比である。

日本年金機構の平成25年度計画

【国民年金保険料収納対策】（抜粋）

- 国民年金保険料の納付率の向上に向けて、機構全体及び年金事務所ごとに平成25年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、以下の数値目標を設定。
 - ア 平成23年度分保険料の最終納付率については、平成23年度の現年度納付率から6.5ポイント(※)程度の伸び幅を確保すること
 - イ 平成24年度分保険料の平成25年度末における納付率については、平成24年度末から4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ウ 平成25年度分保険料の現年度納付率については、60%台に回復するとともに、さらなる改善を目指すこと

(※)機構中期計画においては、「各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す」とされているが、当該計画よりも高い目標を設定。

- 厚生労働省と連携を密にするとともに、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなどさらなる収納対策の強化を図る。

国民年金保険料収納対策に係る行動計画の推進体制
 ～マーケット・セグメンテーション戦略の強化～

1 趣旨

現年度納付率を60%以上確保すること等は努力目標ではなく、達成しなければならぬ目標、いわゆる「必達目標」である。これを達成するためには、進捗管理・リスク管理の徹底及び経営資源を効率的に活用することが重要であることから、組織的な推進体制を再構築する。

2 行動計画の推進体制（再構築）

(1) 「業績検討会」の設置

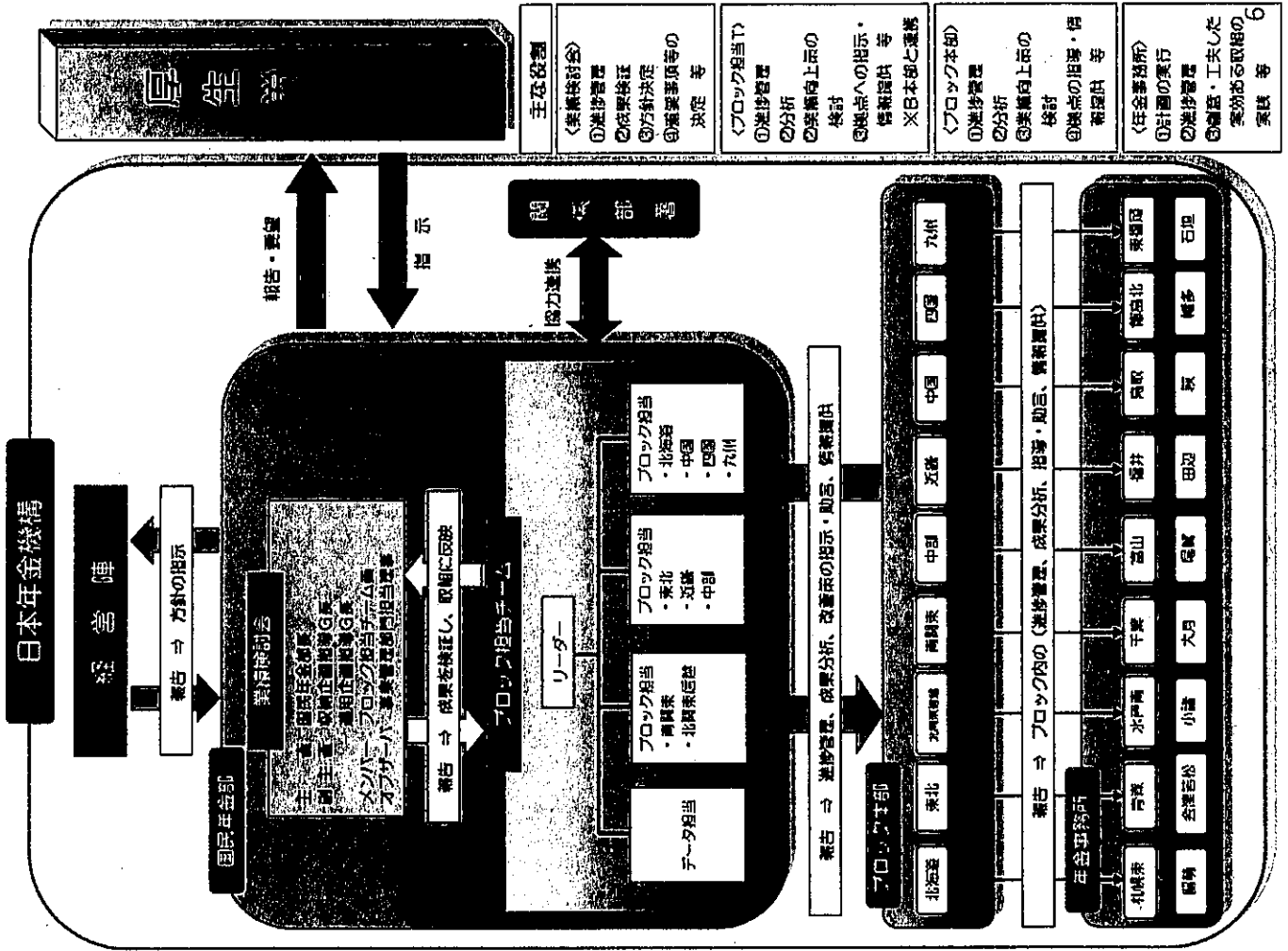
国民年金部長を主査とする「業績検討会」を設置し、進捗管理（年次・月次）、リスク管理等を行う。

(2) 「ブロック担当チーム」の設置

国民年金部に「ブロック担当チーム」を編成し、ブロック本部と連携の下、きめ細かな進捗管理・分析及び業績向上の具体策の策定等を行い、両者で拠点への的確な指導・助言及び情報提供を行う。

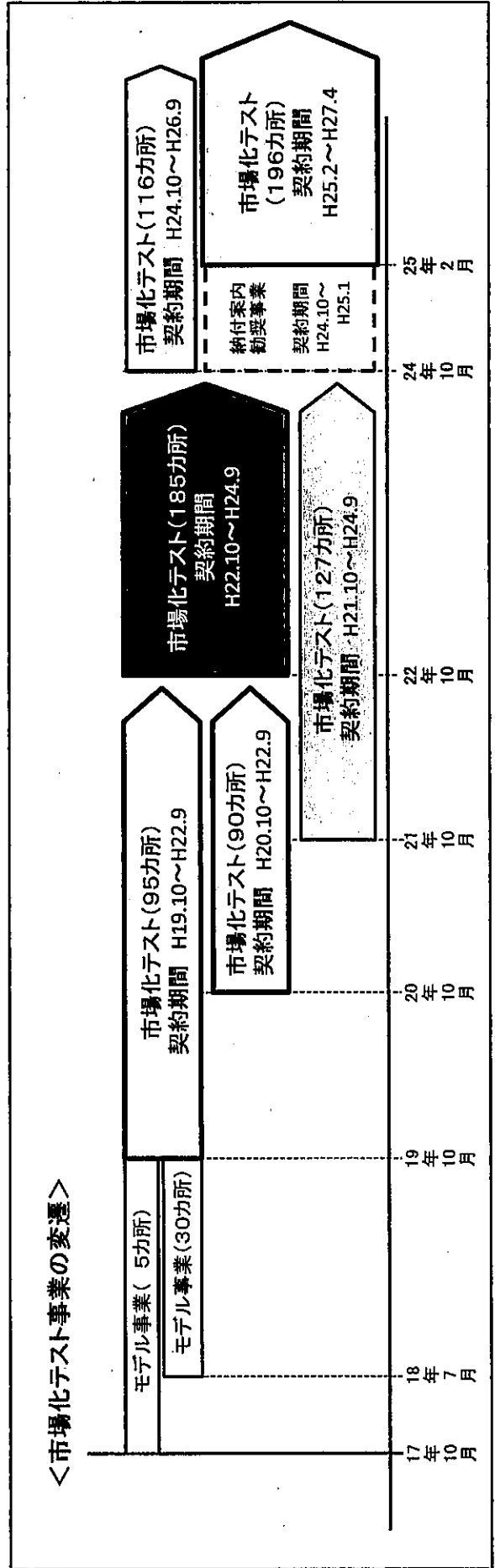
(3) その他

ブロック本部は、ブロック目標を設定し、年金事務所
 の進捗管理・分析を徹底して行う。

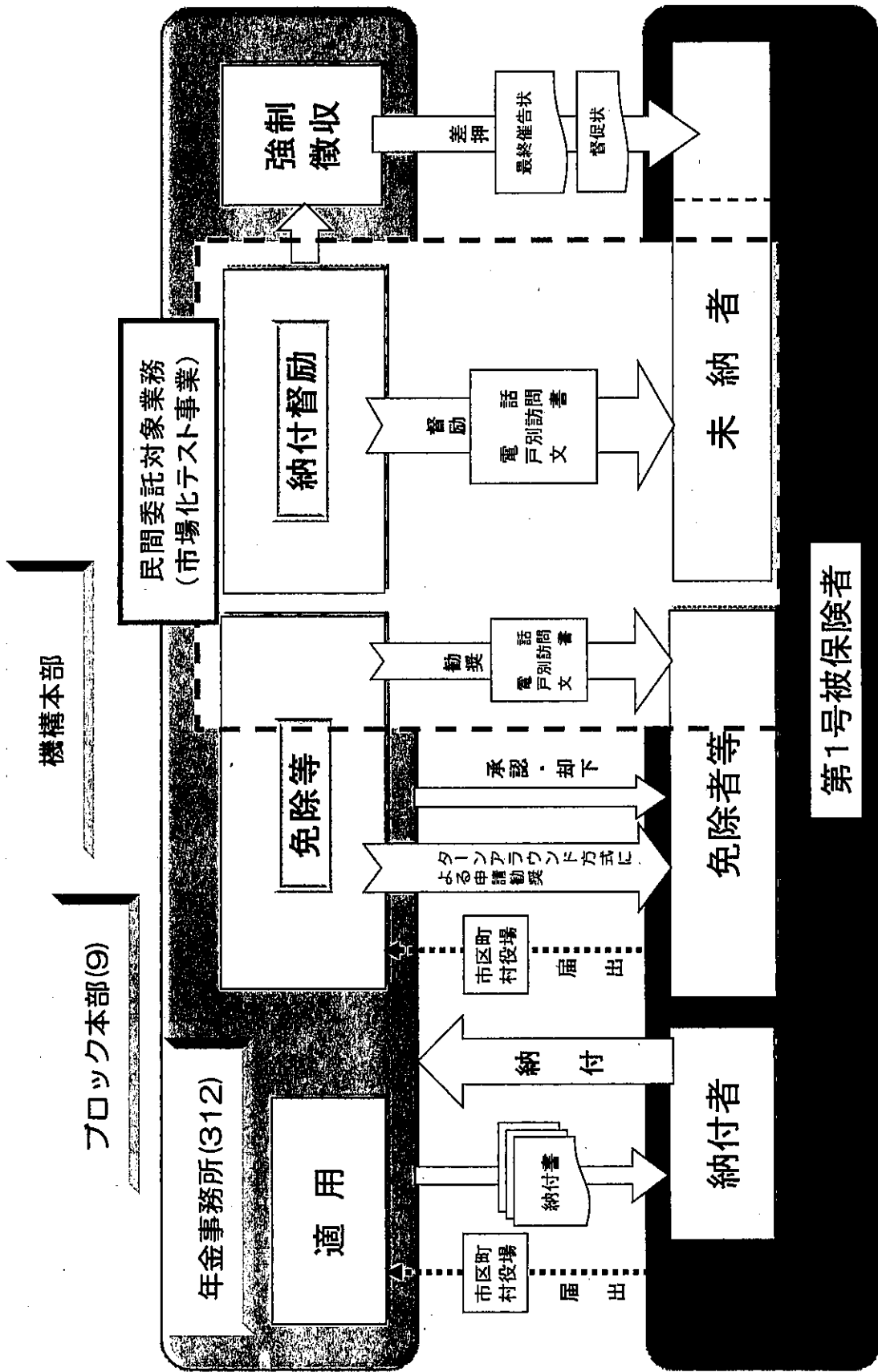


国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況（概要）

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勸奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。
 なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」（平成22年10月からは「達成目標」という。）を設定。
- 平成18年7月 ⇒ 30か所の社会保険事務所を追加し「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月 ⇒ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月 ⇒ 90か所の社会保険事務所を追加し合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月 ⇒ 127か所の社会保険事務所を追加し全312社会保険事務所を実施。（免除等申請勸奨業務を追加）
- 平成22年10月 ⇒ 平成19年及び平成20年事業の契約更改に伴い、免除等申請勸奨業務を追加し185か所の年金事務所を実施。
- 平成24年10月 ⇒ 平成21年及び平成22年事業の契約更改に伴い、納付督促方法や頻度、達成目標、実施体制の強化等を見直し、全312年金事務所を対象に入札を実施。116年金事務所において事業者が決定したが、196年金事務所においては入札が不調に終わったため、緊急措置として平成24年10月から平成25年1月までの間「納付案内・勸奨事業」を実施。
- 平成25年2月 ⇒ 入札が不調に終わった196年金事務所についての再入札を行った結果、平成25年2月から実施。



国民年金事業の概要図



2 実施状況

平成24年度は、契約更改の時期に当たり、平成24年9月までと平成24年10月以降の達成目標及び最低水準等が異なることから、対象期間を分けて、達成状況をとりまとめた。

なお、平成24年10月以降の入札が一部の地区（196事務所）において不調に終わったことから、緊急措置として、平成24年10月から平成25年1月までの間「納付案内・勧奨事業」を実施した。

達成目標の達成状況（平成24年度）

(1) 事務所別の達成目標の達成状況（市場化テスト事業）

① 平成24年5月～平成24年9月

○ 保険料の達成目標については、平成21年10月開始の事務所（127事務所）のうち、現年度は1事務所が達成しているが、過年度はすべての事務所で達成できていない。平成22年10月開始の事務所（185事務所）では、現年度は32事務所、過年度は2事務所で達成している。

○ 免除等の達成目標については、平成21年10月開始の事務所（127事務所）のうち、123事務所で達成している。また、平成22年10月開始の事務所（185事務所）では、156事務所で達成している。

	事務所数	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
平成21年度開始事業 (平成21年10月開始)	127	1事務所	126事務所	0事務所	127事務所	123事務所	4事務所
平成22年度開始事業 (平成22年10月開始)	185	32事務所	153事務所	2事務所	183事務所	156事務所	29事務所
計	312	33事務所	279事務所	2事務所	310事務所	279事務所	33事務所

② 平成24年10月～平成25年4月

- 保険料の達成目標については、平成24年10月開始の事務所（116事務所）のうち、現年度はすべての事務所で達成できていないが、過年度は1事務所で達成している。平成25年2月開始の事務所（196事務所）では、現年度は16事務所、過年度は33事務所で達成している。
- 免除等の達成目標については、平成24年10月開始の事務所（116事務所）のうち、80事務所で達成している。また、平成25年2月開始の事務所（196事務所）では、118事務所で達成している。

	事務所数	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
平成24年度開始事業 (平成24年10月開始)	116	0事務所	116事務所	1事務所	115事務所	80事務所	36事務所
平成24年度開始事業 (平成25年2月開始)	196	16事務所	180事務所	33事務所	163事務所	118事務所	78事務所
計	312	16事務所	296事務所	34事務所	278事務所	198事務所	114事務所

◇市場化テスト事業における達成目標等の考え方◇

<達成目標の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率（見込）に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を達成目標とした。
【加算率】… 平成21・22年度開始事業においては、契約前の近年の中で最も納付率の高かった平成17年度の納付率を目標とし、平成24年度開始事業においては、日本年金機構中期計画に基づき、平成25年度までに「平成21年度納付率+1%」を目標として、契約期間中の毎年度の率を設定。（平成21年度開始事業：毎年度1.5%程度上積み、平成22年度開始事業：毎年度1.2%程度上積み、平成24年度開始事業：毎年度0.85%程度上積み）
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、平成21・22年度開始事業においては1年目に2.7%程度、2年目に4.5%程度上積み、平成24年度開始事業においては1年目に3.0%程度、2年目に5.0%程度上積みすることを達成目標とした。
※平成21年度開始事業においては「達成目標」を「要求水準」としている。

<最低水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率（見込）を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、平成21・22年度開始事業においては1年目に2.2%程度、2年目に3.8%程度上積み、平成24年度開始事業においては1年目に2.8%程度、2年目に4.6%程度上積みすることを最低水準とした。

(2) 納付月数の達成目標の達成状況 (市場化テスト事業)

① 平成24年5月～平成24年9月

○ 市場化テスト受託事業者に対する達成目標 (現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの) の達成状況をみると、平成21年10月開始の事務所 (127事務所) では54.0%と低調であるが、平成22年10月開始の事務所 (185事務所) では75.4%である。

平成21・22年度開始事業	事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
現年度保険料	127	2,556,922月	1,359,731月	975,225月	38.1%	71.7%
	185	3,326,655月	2,296,366月	2,457,735月	73.9%	107.0%
小計	312	5,883,577月	3,656,097月	3,432,960月	58.3%	93.9%
過年度保険料	127	14,560,277月	11,108,609月	8,274,632月	56.8%	74.5%
	185	26,460,718月	21,422,974月	19,989,004月	75.5%	93.3%
小計	312	41,020,995月	32,531,583月	28,263,636月	68.9%	86.9%
現年度 + 過年度保険料	127	17,117,199月	12,468,340月	9,249,857月	54.0%	74.2%
	185	29,787,373月	23,719,340月	22,446,739月	75.4%	94.6%
小計	312	46,904,572月	36,187,680月	31,696,596月	67.6%	87.6%

② 平成24年10月～平成25年4月

○ 市場化テスト受託事業者に対する達成目標 (現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの) の達成状況をみると、平成24年10月開始の事務所 (116事務所) では81.3%、平成25年2月開始の事務所 (196事務所) では89.1%である。

平成24年度開始事業	事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
現年度保険料	116	2,675,268月	2,374,475月	2,216,657月	82.9%	93.4%
	196	2,172,547月	1,943,761月	1,956,030月	90.0%	100.6%
小計	312	4,847,815月	4,318,236月	4,172,687月	86.1%	96.6%
過年度保険料	116	2,015,209月	1,426,779月	1,594,467月	79.1%	111.8%
	196	1,199,972月	848,484月	1,050,568月	87.5%	123.8%
小計	312	3,215,181月	2,275,263月	2,645,035月	82.3%	116.3%
現年度 + 過年度保険料	116	4,690,477月	3,801,254月	3,811,124月	81.3%	100.3%
	196	3,372,519月	2,792,245月	3,006,598月	89.1%	107.7%
小計	312	8,062,996月	6,593,499月	6,817,722月	84.6%	103.4%

③ 平成24年5月～平成25年4月（平成24年度）

○ 平成24年度全体でみた市場化テラスト受託事業者に対する達成目標（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況は70.1%である。

平成24年度	事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
現年度保険料		10,731,392月	7,974,333月	7,605,647月	70.9%	95.4%
過年度保険料	312	44,236,176月	34,806,846月	30,908,671月	69.9%	88.8%
現年度+過年度保険料		54,967,568月	42,781,179月	38,514,318月	70.1%	90.0%

(3) 免除等承認件数の達成目標の達成状況（市場化テラスト事業）

① 平成24年5月～平成24年9月

○ 市場化テラスト受託事業者に対する達成目標の達成状況をみると、平成21年10月開始の事務所（127事務所）では121.6%、平成22年10月開始の事務所（185事務所）では108.9%、平成22年10月開始の事務所（185事務所）では108.9%である。

平成21・22年度開始事業	事務所数	達成目標	最低水準	獲得実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
平成21年10月開始	127	1,157,230件	1,066,842件	1,407,097件	121.6%	131.9%
平成22年10月開始	185	2,732,916件	2,548,754件	2,975,907件	108.9%	116.8%
小計	312	3,890,146件	3,615,596件	4,383,004件	112.7%	121.2%

② 平成24年10月～平成25年4月

○ 市場化テラスト受託事業者に対する達成目標の達成状況をみると、平成24年10月開始の事務所（116事務所）では112.9%、平成25年2月開始の事務所（196事務所）では102.9%である。

平成24年度開始事業	事務所数	達成目標	最低水準	獲得実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
平成24年10月開始	116	662,493件	649,985件	747,640件	112.9%	115.0%
平成25年2月開始	196	254,040件	248,127件	261,465件	102.9%	105.4%
小計	312	916,533件	898,112件	1,009,105件	110.1%	112.4%

③ 平成24年5月～平成25年4月（平成24年度）

○ 平成24年度全体でみた市場化テラスト受託事業者に対する達成目標の達成状況は112.2%である。

平成24年度	事務所数	達成目標	最低水準	獲得実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
市場化テラスト事業	312	4,806,679件	4,513,708件	5,392,109件	112.2%	119.5%

納付案内・勧奨事業の実施状況（平成24年10月～平成25年1月）

- ① 事務所別の最低水準の達成状況
 - 保険料の最低水準については、196事務所のうち、現年度は29事務所、過年度は123事務所、過年度は123事務所で達成している。
 - 免除等の最低水準については、196事務所のうち、148事務所で達成している。

	事務所数	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
		達 成	未達成	達 成	未達成	達 成	未達成
納付案内勧奨事業	196	29 事務所	167 事務所	123 事務所	73 事務所	148 事務所	48 事務所

- ② 納付月数及び免除等承認件数の最低水準の達成状況
 - 受託事業者に対する納付月数の最低水準（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況をみると、101.6%であり、目標を達成している。
 - 受託事業者に対する免除等承認件数の最低水準の達成状況をみると、114.3%であり、目標を達成している。

納付案内勧奨事業	事務所数	最低水準	収納及び免除等承認実績	達成率 (最低水準)
現年度保険料	196	2,472,068 月	2,275,757 月	92.1%
過年度保険料		1,501,991 月	1,762,353 月	117.3%
現年度十過年度保険料		3,974,059 月	4,038,110 月	101.6%
免除等承認件数		634,420 件	725,398 件	114.3%

◇国民年金保険料納付案内・勧奨事業における納付督促等について◇

国民年金保険料納付案内・勧奨事業は、国民年金保険料滞納者のうち、納付案内勧奨の実施が可能な者すべてに対して、それぞれの特性に合わせて「電話」及び「戸別訪問」による手法を実施している。

ただし、本事業は公共サービス改革法の適用を受けないことから、業務の実施に当たっては、弁護士法第72条に抵触しない範囲内で実施し、「保険料納付受託業務」及び「文書督促」は実施していない。

なお、最低水準の設定の考え方は、平成24年度開始事業の市場化テスト事業と同様である。

督促の実施状況

○ 平成24年度における市場化テスト受託事業者（納付案内・勧奨事業受託事業者実施分を含む）の督促総件数は、対前年度比で1,273万件増加している。

実施期間	平成24年5月～9月 (5か月間)		平成24年10月～平成25年1月 (4か月間)		平成25年2月～4月 (3か月間)		合 計	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
電話納付督促	1,615万件	2,838万件	484万件	583万件	1,140万件	1,027万件	4,042万件	5,207万件
戸別訪問督促	147万件	147万件	43万件	66万件	89万件	152万件	353万件	432万件
文書督促	283万件	476万件	80万件	106万件	311万件	278万件	832万件	861万件
合 計	2,045万件	3,462万件	607万件	756万件	1,540万件	1,457万件	5,227万件	6,500万件

※「納付案内・勧奨対象事務所」欄の「23年度」は、平成23年度に市場化テスト受託事業者が実施した督促件数。

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

国民年金保険料収納事業（市場化テスト）に係るモデル事業の実施

1 モデル事業の実施

市場化テスト事業については、納付督促の頻度や、納付督促の中でも効果が高い戸別訪問の件数を増加させるなど、契約内容の見直しを検討するために、まずは一部の業者に対し試行的に実施するなど、見直しの効果を確認しつつ改善していく事が求められている。

このため、一部の年金事務所において、モデル事業を実施し、その実施結果及び効果を検証した上で、納付率改善に結び付く適切な督促方法を検討する。

2 納付督促頻度の見直し

督促頻度を高め、特に、初期及び短期未納者に対する電話での接触機会を増やすことにより、長期未納者の増加を防止し、効果的な納付に結び付ける。

通常

滞納者のすべてに対して、少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行う。

モデル事業

滞納者のすべてに対して、少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行う。加えて、電話督促については、毎月の頻度で行う。

3 実施体制の強化

戸別訪問による納付督促の強化を図るため、特に、電話番号未収録者や長期未納者及び納付拒否者に対する面談回数を増やすことで、制度の理解を促進し、免除獲得や自主的納付に結び付ける。なお、より効果の高い配置数を検討するため、配置条件を2パターンとし、通常と合わせて、3パターンによる効果測定を行う。

通常

戸別訪問員必須配置数を滞納者1.5万人に1名とする。

モデル事業

戸別訪問員必須配置数を滞納者1.0万人に1名又は0.5万人に1名とする。

4 実施事務所

納付率が低く、特に改善を要する次の9年金事務所で実施する。

仙台北、松戸、足立、沼津、東大阪、平野、米子、高松西、大分

5 実施時期

平成25年10月1日から平成26年3月31日まで（6か月間）

6 効果測定

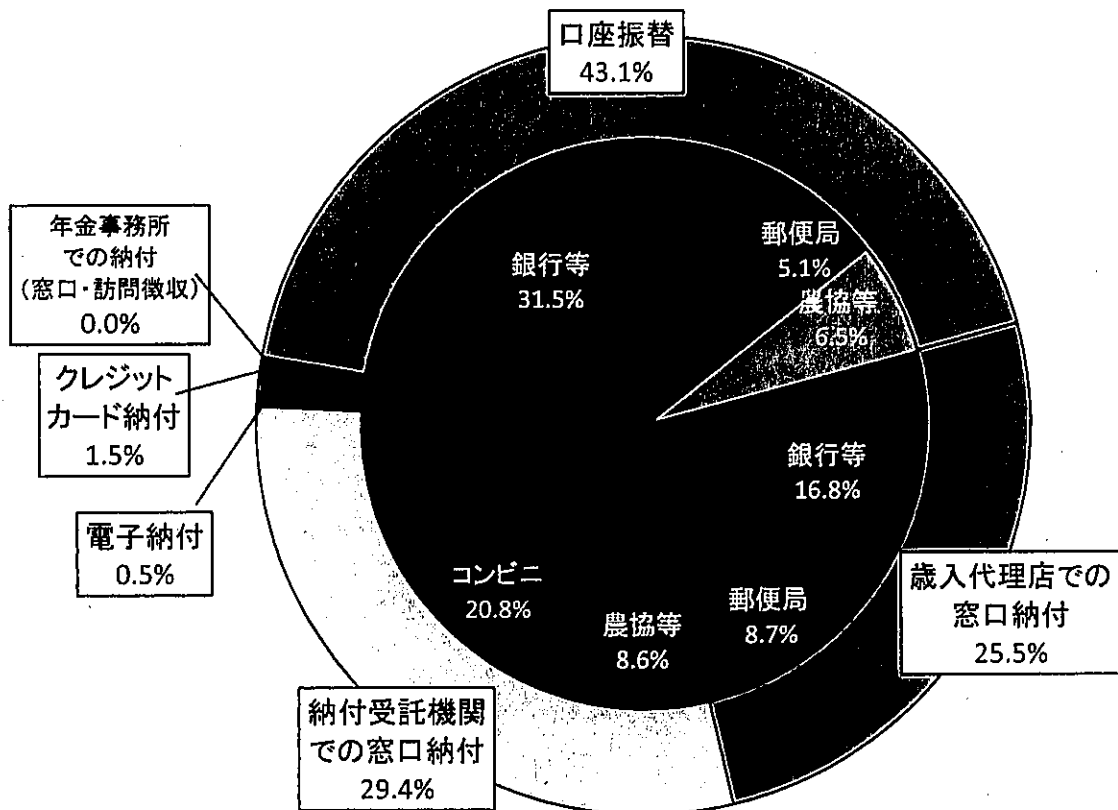
市場化テスト事業で実施している以下の調査項目を対象項目とし、特に、現年度納付率や免除獲得件数に着眼した上で、戸別訪問員の配置条件や前年同月比及び同規模年金事務所等との比較により、納付督促の頻度、戸別訪問員の配置数等について効果検証を行う。

- (ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率(現年度納付率)、免除等承認件数(免除等獲得件数)
- (イ) 納付督促及び免除等申請手続勧奨の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全滞納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促及び免除等手続勧奨の実施手法別の効果(接触率等)
- (オ) 事業の運営に要した費用

平成24年度に納付された国民年金保険料にかかる納付方法別の割合

納付方法	件数	割合
口座振替による納付	3,568 万件	43.1%
(うち銀行等)	(2,608万件)	(31.5%)
(うち郵便局)	(421万件)	(5.1%)
(うち農協等)	(539万件)	(6.5%)
歳入代理店での窓口納付	2,109 万件	25.5%
(うち銀行等)	(1,389万件)	(16.8%)
(うち郵便局)	(720万件)	(8.7%)
納付受託機関での窓口納付	2,433 万件	29.4%
(うちコンビニエンスストア)	(1,720万件)	(20.8%)
電子納付(インターネットバンキング等)	41 万件	0.5%
クレジットカード納付	126 万件	1.5%
年金事務所での納付(窓口納付・訪問徴収)	2 万件	0.0%

※納付書取扱枚数の集計であり、1枚で複数月分の納付書があるため、納付月数による割合とは異なる。



国民年金保険料の納付方法別の利用状況

	H16'	H17'	H18'	H19'	H20'	H21'	H22'	H23'	H24'
口座振替(H14.4～)	651万人	660万人	642万人	599万人	562万人	527万人	500万人	475万人	451万人
	(37%)	(40%)	(40%)	(40%)	(38%)	(36%)	(36%)	(36%)	(35%)
コンビニ納付(H16.2～)	347万件	589万件	749万件	874万件	966万件	1,107万件	1,164万件	1,223万件	1,316万件
電子納付(H16.4～)	7万件	14万件	24万件	31万件	38万件	41万件	41万件	40万件	41万件
クレジットカード納付(H20.2～)	—	—	—	2万件	32万件	78万件	103万件	118万件	126万件

※1 各年度末現在。

※2 口座振替の下段は保険料を納付すべき被保険者数(第1号被保険者数－全額免除者数)に占める割合。

※3 コンビニ納付、電子納付及びクレジットカード納付は各年度における延べ件数。

報道関係者 各位

平成25年6月12日

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 尾山 将

専門官 合田 靖

(代表電話) 03(5253)1111(内線 3661)

(直通電話) 03(3595)2811

国民年金保険料の2年前納制度(口座振替)の導入

～平成26年4月分から、2年間で1万4千円程度の割引に～

厚生労働省では、現行最大で1年間となっている保険料前納について、割引額の大きな2年前納を、平成26年4月末の口座振替分から導入することといたしましたのでお知らせします。

- 国民年金には、保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。
- 前納の期間が長いほど割引額が大きくなりますが、現行は口座振替で前納できる期間は最長1年間で、割引額は年3,780円(平成25年度の金額)です。
- 厚生労働省では、国民年金保険料を納付しやすい環境を整備するため、割引額がより大きくなる「2年前納(口座振替)」を、平成26年4月末の口座振替分から導入することとしました。
- 「2年前納」をご利用いただくと、毎月現金で納付する場合と比べて2年間で1万4千円程度の割引になります(割引額は平成25年度の保険料額による推計)。

※ 2年前納の保険料額は、平成26年2月の告示により確定する予定。

【別添】前納制度の拡充

前納制度の拡充

(具体的な改正内容)

- ・現行では、1ヶ月前納・6ヶ月前納・1年前納の制度を設けているが、割引額がより大きくなる2年前納の区分を設けることとする。

- 現行制度における前納区分等
 - ・ 現在の前納は、1ヶ月前納・6ヶ月前納・1年前納がある。
 - ・ 1ヶ月前納は口座振替のみで、6ヶ月前納・1年前納は現金納付の方法がある。
 - ・ 6ヶ月前納の納付期限は4月末及び10月末、1年前納の納付期限は4月末であるため、3月末には納付書等を送付している。
 - ・ 割引額の基本的な考え方：割引額は、各月の保険料額を年4分の利率による複利現価法によって算出する。

○ 見直し案

- ・ 口座振替に2年前納の区分を設ける。

(注) 2年前納は、納付書作成の事務処理スケジュールや口座振替促進の観点から口座振替に限定。

平成25年度		本来納付額	前納額	割引額	割引率
口座振替	1ヶ月前納	15,040	14,990	50	0.3%
	6ヶ月前納	90,240	89,210	1,030	1.1%
	1年前納	180,480	176,700	3,780	2.1%
(案) 2年前納(試算)		360,960	346,600	14,360	4.0%
現金納付	6ヶ月前納	90,240	89,510	730	0.8%
	1年前納	180,480	177,280	3,200	1.8%

(注1) 本来納付額とは、前納をせずに保険料を納付した場合の合計額。

(注2) 口座振替と現金納付で割引額が異なる理由は、口座振替の方が1ヶ月早く納付するため。

(注3) 2年前納の試算額は、平成25年度保険料額から単純に計算したものである。

※前納件数の実績(平成23年度)

被保険者に対する割合	1年前納	6ヶ月前納	1ヶ月前納	合計
	口座振替	10.8%	1.3%	6.2%
現金	6.3%	0.5%	6.2%	13.0%
	4.5%	0.8%	-	5.3%

(注) 被保険者数は、平成23年度末の1号被保険者数(任意加入含む)

国民年金保険料の学生納付特例制度の概要

- 大学（大学院）、短大、高校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学（夜間・定時制課程、通信制課程も含む。）する20歳以上の学生であって、配偶者及び世帯主（親など）の所得にかかわらず、本人の所得が一定額以下の場合については、学生時代に保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料を納付できる仕組みである。（平成12年4月～）
- 承認される期間は、申請した年度の4月から3月まで。
- 当該保険料の納期限から10年以内であれば保険料を遡って納付（追納）できる。

【基礎年金との関係】

学生納付特例期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給資格期間に算入される。なお、追納が行われなければ老齢基礎年金の年金額の計算には反映されない。

【学生納付特例法人】

学校法人等が厚生労働大臣の指定を受け、学生からの委託を受けて学生納付特例の申請ができる仕組みを導入（平成20年4月～）

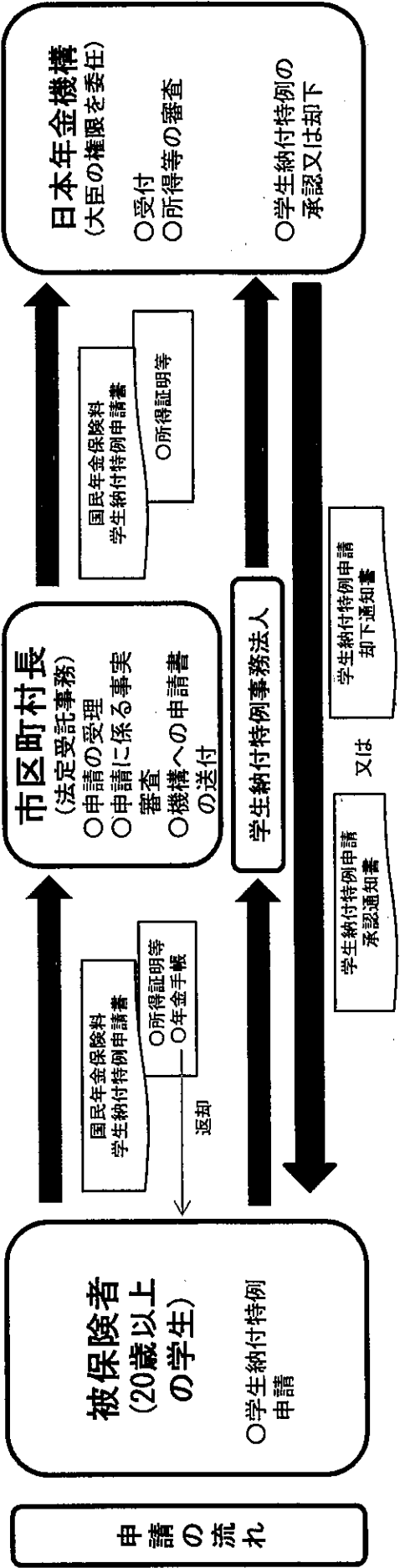
◆平成25年度の所得基準（めやす）

世帯構成	4人世帯 (夫婦+子2人)	2人世帯 (夫婦のみ)	単身世帯
所得基準	282万円	195万円	141万円

◆適用者数(平成24年度)

約172万人

参考：学生の第1号被保険者数 約251万人
 （※平成23年国民年金被保険者実態調査（厚生労働省）より。
 数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。）



国民年金保険料 学生納付特例 の申請について

(学生でない方は、免除・納付猶予制度をご利用ください。)

国民年金保険料学生納付特例とは

○学生納付特例制度は、所得の少ない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、万一の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

裏面の記入例をご覧ください、申請書へご記入ください。

○申請は学生であることの証明（学生証の写しまたは在学証明書）を添付し、申請は毎年度必要です。

<対象となる方> 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※) に在学する学生等で、ご本人の前年所得（1月から3月までに申請する場合は前々年所得）が基準以下の方です。

※各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

（なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。）

<申請できる場所> お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金窓口およびお住まいの年金事務所（郵送でも受け付けます）

<所得のめやす> $118\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}$ で計算した額以下である場合

申請できる期間 4月分～翌年3月分（保険料を納めた月は学生納付特例の期間になりません）

○平成25年4月分～平成26年3月分の申請受付期間

⇒平成25年4月から平成26年4月末までです。

○平成26年4月分～平成27年3月分の申請受付期間

⇒平成26年4月から平成27年4月末までです。

○20歳の誕生日の前日がある月から国民年金に加入します。加入月から学生納付特例を申請する場合は速やかに提出してください。

申請書の提出後

○審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

保険料の追納制度（後払い）について

○学生納付特例が承認となった期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。

○承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

届書コード	処理区分	届書
623	3 01-登録	
5	01-登録	
634		

国民年金保険料学生納付特例申請書

1

(1) 基礎年金番号	01	(2) 生年月日	02	※(3) 申請年月日	03
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	*	昭和 平成	年 月 日	7. 平成	年 月 日
被保険者(申請者)氏名			※(4) 学生特例承認期間(始期)	※(5) 学生特例承認期間(終期)	※(6) 法免消滅年月日
(フリガナ) コクネン タロウ			7. 平成	年 月	年 月 日
※(7) 特例認定区分	07.	★(8) 前年の所得			
		★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除			
		① あり ② なし → 1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有) ② 非課税			

「(8)前年の所得」で該当するものを○で囲み、「前年における所得税・障害者控除・寡婦控除」の1.に該当する場合で障害者控除または寡婦控除を受けている方は、該当するものを○で囲んでください。

2

学校の名称	在学予定期間
〇〇大学	入学年月 卒業予定年月 平成〇〇年 〇月 から 平成〇〇年 〇月まで
学校の所在地	学生納付特例を受けようとする期間
東京都杉並区 〇〇町1-2-3	平成 〇〇年 〇月 から 平成 〇〇年 〇月まで
※政令で定める額	※前年の所得額
※都道府県名・市区町村名まで記入してください。	I

※(8)前年の所得 〇〇円

※(9)前年の所得 〇〇円

※(10)前年の所得 〇〇円

※(11)前年の所得 〇〇円

※(12)前年の所得 〇〇円

※(13)前年の所得 〇〇円

※(14)前年の所得 〇〇円

※(15)前年の所得 〇〇円

※(16)前年の所得 〇〇円

※(17)前年の所得 〇〇円

※(18)前年の所得 〇〇円

※(19)前年の所得 〇〇円

※(20)前年の所得 〇〇円

※(21)前年の所得 〇〇円

※(22)前年の所得 〇〇円

※(23)前年の所得 〇〇円

※(24)前年の所得 〇〇円

※(25)前年の所得 〇〇円

※(26)前年の所得 〇〇円

※(27)前年の所得 〇〇円

※(28)前年の所得 〇〇円

※(29)前年の所得 〇〇円

※(30)前年の所得 〇〇円

※(31)前年の所得 〇〇円

※(32)前年の所得 〇〇円

※(33)前年の所得 〇〇円

※(34)前年の所得 〇〇円

※(35)前年の所得 〇〇円

※(36)前年の所得 〇〇円

※(37)前年の所得 〇〇円

※(38)前年の所得 〇〇円

※(39)前年の所得 〇〇円

※(40)前年の所得 〇〇円

※(41)前年の所得 〇〇円

※(42)前年の所得 〇〇円

※(43)前年の所得 〇〇円

※(44)前年の所得 〇〇円

※(45)前年の所得 〇〇円

※(46)前年の所得 〇〇円

※(47)前年の所得 〇〇円

※(48)前年の所得 〇〇円

※(49)前年の所得 〇〇円

※(50)前年の所得 〇〇円

※(51)前年の所得 〇〇円

※(52)前年の所得 〇〇円

※(53)前年の所得 〇〇円

※(54)前年の所得 〇〇円

※(55)前年の所得 〇〇円

※(56)前年の所得 〇〇円

※(57)前年の所得 〇〇円

※(58)前年の所得 〇〇円

※(59)前年の所得 〇〇円

※(60)前年の所得 〇〇円

※(61)前年の所得 〇〇円

※(62)前年の所得 〇〇円

※(63)前年の所得 〇〇円

※(64)前年の所得 〇〇円

※(65)前年の所得 〇〇円

※(66)前年の所得 〇〇円

※(67)前年の所得 〇〇円

※(68)前年の所得 〇〇円

※(69)前年の所得 〇〇円

※(70)前年の所得 〇〇円

※(71)前年の所得 〇〇円

※(72)前年の所得 〇〇円

※(73)前年の所得 〇〇円

※(74)前年の所得 〇〇円

※(75)前年の所得 〇〇円

※(76)前年の所得 〇〇円

※(77)前年の所得 〇〇円

※(78)前年の所得 〇〇円

※(79)前年の所得 〇〇円

※(80)前年の所得 〇〇円

※(81)前年の所得 〇〇円

※(82)前年の所得 〇〇円

※(83)前年の所得 〇〇円

※(84)前年の所得 〇〇円

※(85)前年の所得 〇〇円

※(86)前年の所得 〇〇円

※(87)前年の所得 〇〇円

※(88)前年の所得 〇〇円

※(89)前年の所得 〇〇円

※(90)前年の所得 〇〇円

※(91)前年の所得 〇〇円

※(92)前年の所得 〇〇円

※(93)前年の所得 〇〇円

※(94)前年の所得 〇〇円

※(95)前年の所得 〇〇円

※(96)前年の所得 〇〇円

※(97)前年の所得 〇〇円

※(98)前年の所得 〇〇円

※(99)前年の所得 〇〇円

※(100)前年の所得 〇〇円

申請書の提出について

- 3枚目 **本人控** の裏面(注意事項)をお読みいただき、太線枠内(**1** ~ **4**)を記入してください。
- 2枚目の **提出用** を住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください(郵送による申請も可能です)。
- 3枚目は本人控えですので、お手元に保管してください。
- 郵送の場合、受付印のある本人控えが必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ、「本人控」をご返送いたします。

3

※控 3枚目 **本人** 裏面の注意事項の2. (3)を確認のうえ、記入してください。

※天

市区町村

備考欄

上記のとおり相違ありません
平成 年 月 日

※審査結果は後日、文書でお知らせいたしますので、必ず確認してください。

住民票に記載の住所を記入してください。

市区町村長 印

4

上記のとおり国民年金保険料 特例を申請します。この申請に必要な所得情報 書類の添付等について市区町村長に委託します。

被保険者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇1-2-3 平成 〇〇年 〇月 〇日

年金事務所長 あて

被保険者氏名 国年 太郎 印 電話 〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇

市区町村長 印

学生納付特例事務法人等

学生納付特例申請書 学生納付特例 却下処理票 数値計算	届書 コード	処理区分	届 書
	623	3 01-登録	
	634	5 01-登録	

提出用

国民年金保険料学生納付特例申請書

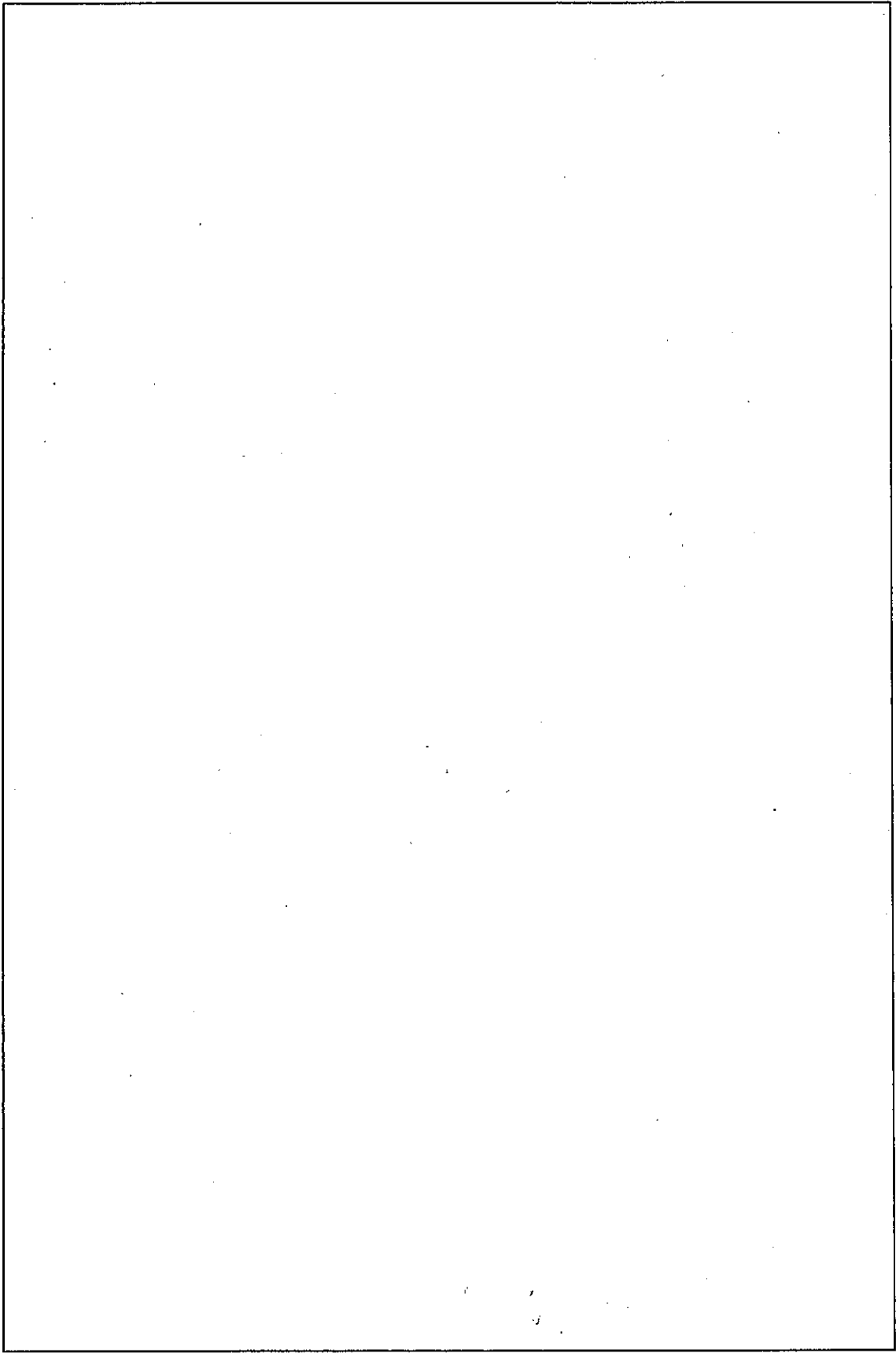
1		(1) 基礎年金番号 01	(2) 生年月日 02	※(3) 申請年月日 03	
		*	5.昭和 7.平成	年	月
		被保険者(申請者)氏名		※(4) 学生特例 承認期間(始期) 04 05	※(5) 学生特例 承認期間(終期) 05 06
		(フリガナ)		7.平成	7.平成
		※(7) 特例認定区分 07		※(8) 前年の所得	※(9) 在学予定年月 08 09
		★ (B) 前年の所得		★ 前年における所得税・障害者控除・寡婦控除	※ 所得有無
		1. あり 2. なし		1. 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税	7.平成
				送 信	
				※審査区分 ① 学特 1	
				※申請年度 ③	
				※審査結果	

2		学校の名称	在学予定期間
			入学年月 卒業予定年月 平成 年 月 から平成 年 月 まで
		学校の所在地	学生納付特例を受けようとする期間
		都 道 区 市 町 村 府 県	平成 年 月 から平成 年 月 まで
		扶養親族等・控除	市町村確認欄
		※政令で定める額	円
		※地方税法上の障害者・寡婦	(1-A) ④ 1. 障害者 2. 寡婦
		※控除対象 控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)数	(1-B) ⑦ 人
		老人控除対象配偶者および老人数	(1-C) ⑩ 人
		特定扶養親族および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数	(1-D) ⑬ 人
		※前年の所得額 I	(2-A) ⑫ 円
		※純損失および雑損失 III	(2-H) ⑬ 円
		※控除	
		①雑損	(2-B) ⑭ 円
		②医療費	(2-C) ⑮ 円
		③社会保険料	(2-D) ⑯ 円
		④小規模企業共済等掛金	(2-E) ⑰ 円
		⑤配偶者特別	(2-F) ⑱ 円
		⑥地方税法附則第6条4項の免除に係る所得額	(2-G) ⑲ 円
		障害者(特別障害者を除く)の合計数 (本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-A) ⑳ 人
		特別障害者の合計数 (本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-B) ㉑ 人
		寡婦または寡夫	(3-C) ㉒ 1. 該当する (注)該当する場合のみ○をつけて下さい
		寡婦特例	(3-D) ㉓ 1. 該当する
		勤労学生	(3-E) ㉔ 1. 該当する
		控除の合計額 II	円
		※控除後の所得額 I - II - III	円
		※天災を事由とした場合の意見	

3		備考欄	市区町村
		上記のとおり相違ありません	年金事務所
		平成 年 月 日	受 付 (受 託)
		市区町村長 印	印
		上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。	学生納付特例事務法人等
		被保険者住所	平成 年 月 日
			年金事務所長 あて
		被保険者氏名	印 電話 - -

学生証（写）・在学証明書（原本）の添付欄

※学生証および在学証明書には、有効期間は記載されているかを確認してください。



学生納付特例申請書 学生納付特例却下処理票 数値計算	届書コード	処理区分	届書
	623	3 01-登録	
	634	5 01-登録	

本人控

国民年金保険料学生納付特例申請書

(1) 基礎年金番号	01	(2) 生年月日	02	※(3) 申請年月日	03
		* 5.昭和 7.平成		7.平成	
被保険者(申請者)氏名				※(4) 学生特例承認期間(納期)	04-05
(フリガナ)				※(5) 学生特例承認期間(納期)	05-06
				※(6) 法免消滅年月日	06-07
				7.平成	7.平成
※(7) 特例課税区分	07-	★(8) 前年の所得	★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除		※(9) 在学予定年月
		1.あり 2.なし	1.課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2.非課税		08-09
				7.平成	年 月

※審査区	学特
①	1
※申請年	③
※審査結	

学校の名称	在学予定期間
	入学年月 卒業予定年月 平成 年 月 から平成 年 月 まで
学校の所在地	学生納付特例を受けようとする期間
都道府県 区市郡	平成 年 月 から平成 年 月 まで

扶養親族等・控除		市町村確認欄
※政令で定める額		円
※地方税法上の障害者・寡婦		(1-A) ④ 1.障害者 2.寡婦
※控除対象	控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)数	(1-B) ⑦ 人
	老人控除対象配偶者および老人数	(1-C) ⑩ 人
	特定扶養親族および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数	(1-D) ⑬ 人
※前年の所得額 I		(2-A) ⑱ 円
※純損失および雑損失 III		(2-H) ㉔ 円
※控除	①雑損	(2-B) ㉕ 円
	②医療費	(2-C) ㉖ 円
	③社会保険料	(2-D) ㉗ 円
	④小規模企業共済等掛金	(2-E) ㉘ 円
	⑤配偶者特別	(2-F) ㉙ 円
	⑥地方税法附則第6条4項の免除に係る所得額	(2-G) ㉚ 円
	障害者(特別障害者を除く)の合計数 (本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-A) ㉛ 人
	特別障害者の合計数 (本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-B) ㉜ 人
	寡婦または寡夫	(3-C) ㉝ 1.該当する (注)該当する場合は○をつけて下さい
	寡婦特例	(3-D) ㉞ 1.該当する
勤労学生	(3-E) ㉟ 1.該当する	
控除の合計額 II		円
※控除後の所得額 I - II - III		円
※天災を事由とした場合の意見		

備考欄	
-----	--

上記のとおり相違ありません

平成 年 月 日

市区町村長 印

上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。
この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。

被保険者住所 平成 年 月 日

年金事務所長 あて

被保険者氏名 印 電話 - -

受付(受託)印

(注 意 事 項)

1. 提出について

- (1) この申請書は、住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口(以下「市区町村役場の窓口」といいます)に提出してください。
- (2) 申請をする方1人につき1枚の申請書を提出してください。

2. 記入について

- (1) 太線枠内が記入欄です。楷書ではっきりと黒ボールペンまたは黒インクで記入してください。
- (2) 「前年の所得」および「前年における所得税・障害者控除・寡婦控除」欄は、該当するものを○で囲んでください。なお、申請書を提出する月が1月から3月までの間である場合には「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えてください(4月に申請し、前年4月以降の期間についてさかのぼって学生納付特例の承認を希望する方も、同じく「前々年」と読み替えてください)。
- (3) 「備考」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 申請する年度または前年度において震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者もしくは配偶者もしくは世帯主またはそれぞれの属する他の世帯員が所有する住宅、家財その他の財産に損害を受けたときは、その災害による被害額(保険金、損害賠償金等を受けたときはその金額を除く)および被害を受けた物件名等、その状況等についてそれぞれ詳しく記入してください(記入できない場合は、別の用紙に記入し添付してください)。
 - ② 申請する年度または前年度において失業したこと等により学生納付特例の申請を行うときは、その旨および該当年月日を記入してください。
 - ③ 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っている場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。
- (4) この申請書の2枚目(提出用)の一番下の記入欄に、この申請書の提出年月日、被保険者の住所、氏名および電話番号を記入し、押印してください(被保険者本人が署名する場合は押印する必要はありません)。

3. 添付書類について

- (1) この申請書には、年金手帳もしくは基礎年金番号通知書またはそれらの写しを添付してください。ただし、初めて国民年金の資格を取得された方が、資格取得届の届け出と同時にこの申請書を提出される場合は、添付の必要はありません。
- (2) この申請書には、在学証明書または学生証の写しを添付してください(学生証を市区町村役場の窓口に掲示した場合または国、地方公共団体、学生納付特例事務法人(以下「学生納付特例事務法人等」という。)が設置する教育施設に申請を委託する場合は、その写しの添付は不要です)。ただし、各種学校(修業年限が1年以上である課程に限る)にあつては、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類(在学証明書等で証明できる場合は必要ありません)を添付してください。
- (3) 所得の状況を確認する必要がある方が1月1日時点[※]の住所と申請時点の住所が違う場合は、現在の住民票を登録している市(区)町村において前年(前々年)の所得を証明することができません。その場合は、前住所地の市(区)町村長から前年(前々年)の所得証明の交付を受けこの申請書に添付するかまたは申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

※申請する月が1月から3月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります(4月に申請し、前年の4月以降の期間についてさかのぼって学生納付特例の承認を希望する方も同様です)。

- (4) 申請する年度または前年度において失業したこと等により学生納付特例の申請を行うときは、失業したこと等を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明書の写しを添付してください(当該公的機関の証明書の原本を市区町村役場の窓口等に掲示した場合は、その写しの添付は不要です)。
- (5) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の写しを添付してください(当該公的機関の証明書を市区町村役場の窓口等に掲示した場合は、その写しの添付は不要です)。

4. 学生納付特例事務法人等への申請の委託

学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、学生納付特例事務法人等がこの申請書を年金事務所等に提出した時に申請したこととなります。

5. 学生納付特例の承認を受けた期間にかかる保険料の追納について

学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。なお、追納は先に経過した月(古い月分)から納付することとなります。

国民年金保険料の若年者納付猶予制度の概要

○所得の低い若年者(30歳未満)について、世帯主(親など)の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合には保険料の納付を猶予する仕組みである。

○この制度は平成17年4月から導入され、平成37年6月末までの時限措置とされている。

※平成12年4月から学生納付特例制度が創設されたが、学生でない若年者については、本人の所得が低くても収入のある世帯主(親など)と同居している場合には保険料免除の対象となっていないため、このような若年者が将来無年金・低年金となることを防止することを目的として創設された。

○承認される期間は、申請した年度の7月から翌年度の6月まで。

○当該保険料の納期限から10年以内であれば保険料を遡って納付(追納)できる。

【基礎年金との関係】

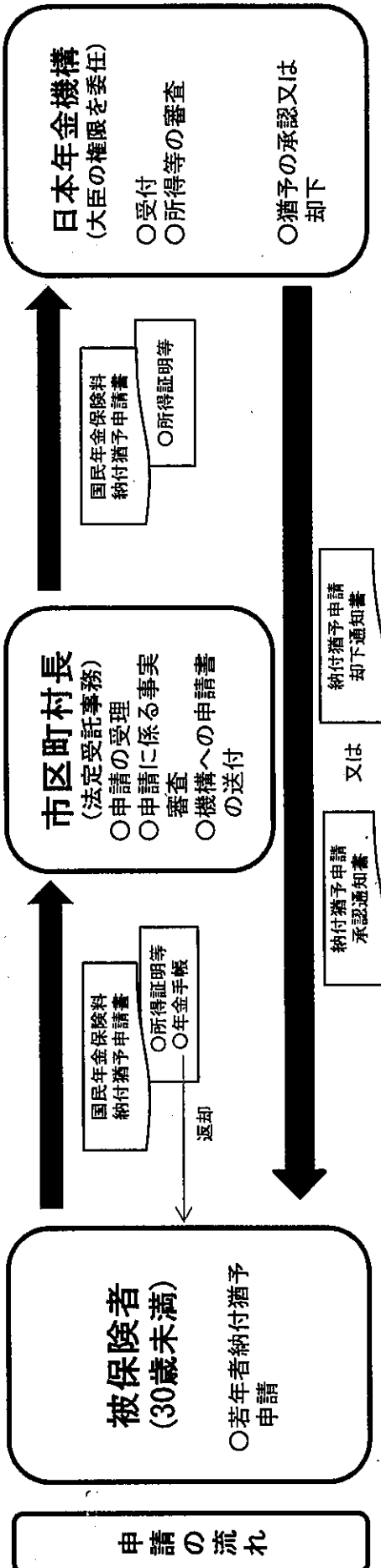
納付猶予期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給資格期間に算入される。なお、追納が行われなければ老齢基礎年金の年金額の計算には反映されない。

◆平成25年度の所得基準(めやす)			
世帯構成	4人世帯 (夫婦+子2人)	2人世帯 (夫婦のみ)	単身世帯
所得基準	162万円	92万円	57万円

◆適用者数(平成24年度)

約42万人

参考:30歳未満の第1号被保険者数 約568万人
 (※抽出統計調査(抽出率1/100)による数値である。)



国民年金保険料 納付免除・若年者納付猶予^{じやくわんしやのうふゆうよ}の申請について

(学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。国民年金保険料免除・納付猶予申請書は、住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合、本人が申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または一部免除となります。一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので必ず納付してください。

<全額免除となる所得のめやす>

前年の所得が次の計算式で計算した金額以下であること
〔(扶養親族の数+1) × 35万円〕+ 22万円

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、本人が申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

申請時の注意点

- 免除等は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで(申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで)の期間を対象として審査します。
ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間(前サイクル分)についても申請することができます。7月に前サイクル分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出してください。

申請書の提出後

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

保険料の追納制度(後払い)について

- 免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- 免除・納付猶予が承認となった期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です(ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません)。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。
- 承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

記入例

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

1 免除等区分 (※申請しない区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。)

①全額免除	②納付猶予 (30歳未満に限る)	③4分の3免除 (4分の1納付)	④半額免除 (半額納付)	⑤4分の1免除 (4分の3納付)
-------	---------------------	---------------------	-----------------	---------------------

「全額免除」「納付猶予」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を同時に申請することができます。全ての区分を申請する場合は記入の必要はありません。申請しない免除等区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。
※免除等区分欄に記入がない場合は、①→②→③→④→⑤の順に審査します。

2 納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序 (※変更する場合は、以下のA～Cのいずれかを「○」で囲んでください。)

A. 4分の3免除の次に納付猶予を審査 (①→③→②→④→⑤の順に審査)	B. 半額免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→②→⑤の順に審査)	C. 4分の1免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→⑤→②の順に審査)
---	---------------------------------------	---

納付猶予の審査順序について希望がある場合は○で囲んでください。

3

(1)基礎年金番号 01										(2)生年月日 02				*(3)申請年月日 03			*審査結果 04		*(4)審査区分 ① 05					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	昭和	年	月	日	平成	年	月	日	承認	不承認	全額免除	半額免除	4分の3免除	4分の1免除	納付猶予
被保険者(申請者)氏名					配偶者(夫または妻)氏名					世帯主氏名														
(フリガナ) コクネン					(フリガナ) コクネン					(フリガナ) コクネン					イチロウ									
太郎					花子					一郎														
★前年所得										★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除														
A. 被保険者 (あり・なし)										A. 被保険者、B. 配偶者、C. 世帯主のうち、前年の所得がある方は「あり」、ない方は「なし」に○を記入してください。														
B. 配偶者 (あり・なし)										★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除～														
C. 世帯主 (あり・なし)										「★前年所得」で「あり」に○を記入した方のみ、「1.課税」または「2.非課税」のうち該当するものに○を記入してください。														
										「1.課税」に該当する場合で障害者控除または寡婦控除を受けている方は、該当するものを○で囲んでください。														
扶養親族等・控除										A. 被保険者分														
*政令で定める額																								

申請書の提出について

- 3枚目 **本人控** の裏面(注意事項)をお読みいただき、太線枠内(**1** ～ **5**)を記入してください。
- 2枚目の **提出用** を住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください(郵送による申請も可能です)。
- 3枚目は本人控えですので、お手元に保管してください。
- 郵送の場合、受付印のある本人控えが必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ、「本人控」をご返送いたします。

4 備考欄について

3枚目 **本人控** 裏面の注意事項の2. の(4)をご参照の上、記入してください。
例えば失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、その旨および該当年月日をご記入の上、以下の書類を添付してください。
※添付書類(書類の原本を窓口等に提示した場合は、写しの添付は不要です)
【失業した場合】 ……雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し等
【総合支援資金の貸付を受けた場合】 ……貸付決定通知書の写しおよび総合支援資金を申請したときの添付書類の写し等

配偶者から暴力を受けたことを理由として申請するときの手続き等については、恐れ入りますが、お近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の国民年金担当係へご相談ください。

4

*天災を事由とした場合の意見		(A) 被保険者 平成 25年 7月 1日
備考欄	失業による	B. 配偶者 平成 年 月 日
		C. 世帯主 平成 年 月 日

5 継続希望欄について

承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合には、「はい」を○で囲んでください。○の記入がない場合は、「いいえ」を選択したものとみなします。この申請で継続希望を明記することにより、翌年度以降あらためて申請を行う必要はありません。ただし、失業・倒産・事業の廃止など所得要件以外の理由による申請の場合は継続申請の対象になりません。

5

住所・氏名・継続希望欄	受付印	
上記のとおり免除・納付猶予を申請します。この申請に必要な所得情報に関する書類を添付し、市区町村長に委託します。なお、全額免除または納付猶予が承認された場合は、翌年度以降も全額免除または納付猶予を申請することを希望します。その場合には当該申請に必要な所得情報の確認について、日本年金機構に委託します。 *(はい・いいえ)	年金事務所	
被保険者住所		平成〇〇年〇〇月〇〇日 年金事務所長 あて
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3		
被保険者氏名	国年 太郎 (国年) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

1 免除等区分 (※申請しない区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。)

届書コード 処理区分 承認 却下 数値計算

2 納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序 (※変更する場合は、以下のA~Cのいずれかを「○」で囲んでください。)

3 (1)基礎年金番号 (2)生年月日 (3)申請年月日 (4)審査区分 (5)昭和/平成 (6)申請年度 (7)前年所得 (8)前年における所得税・障害者控除・寡婦控除 (9)承認期間 (10)法免消滅年月日 (11)特別認定区分 (12)継続申請区分 (13)送信

確認欄 市町村確認欄 A. 被保険者分 B. 配偶者分 C. 世帯主分

4 備考欄 A. 被保険者 B. 配偶者 C. 世帯主

5 住所・氏名・継続希望欄 上記のとおり相違ありません 平成 年 月 日 市区町村長 印

5 住所・氏名・継続希望欄 上記のとおり免除・納付猶予を申請します。この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

免除等区分 (※申請しない区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。)

届書コード 処理区分 届書

納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序 (※変更する場合は、以下のA-Cのいずれかを「○」で囲んでください。)

基礎年金番号, 生年月日, 申請年月日, 審査結果, 審査区分, 氏名, 配偶者氏名, 世帯主氏名, 所得, 課税状況, 承認期間

市町村確認欄: 扶養親族等・控除, 被保険者分, 配偶者分, 世帯主分, 所得額, 純損失, 控除後の所得額, 特例認定区分

備考欄: A. 被保険者, B. 配偶者, C. 世帯主

上記のとおり相違ありません 平成 年 月 日 市区町村長

住所・氏名・継続希望欄: 住所, 氏名, 電話, 平成 年 月 日

交付印